

岩手県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務処理要領

令和 7 年 6 月 6 日付け 畜第 217 号
一部改正 令和 7 年 9 月 16 日付け 畜第 482 号

(目的)

第 1 この要領は、岩手県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の融通等に関し必要な事項を定めることを目的とし、事業の実施に当たっては、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号。以下「要綱」という。）、畜産特別資金融通事業実施要領（平成 25 年 2 月 27 日付け 24 年発中畜第 949 号－2。以下「実施要領」という。）によるほか、この事務処理要領によるものとする。

(借換対象資金及びその内容)

第 2 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金により借換えを行うことができる資金（以下「借換対象資金」という。）及びその内容は、要綱別添 1 第 3 の 2（1）及び（2）に定めるとおりとする。

(貸付対象者)

第 3 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付対象者の要件は、要綱別添 1 第 3 の 2（3）に定めるとおりとする。

(融資機関)

第 4 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付けを行うことができる融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 次の要件の全てに該当する銀行、信用金庫及び信用協同組合
 - ア 借入希望者の預貯金の受入れ及び必要とする資金の貸付について、実際に取引実績があること。
 - イ 本店、支店又は営業所の所在地、業務運営の状況等により借入希望者が資金を借り受けるのに便宜であることが認められるものであること。

2 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金を貸し付けた融資機関は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 借入者の担い手経営改善計画の達成を早期に実現するよう努めること。
- (2) 償還が終了するまでの間、毎年、借入者から財務諸表等の提出を受けること。
また、必要に応じて借入者に対して指導を実施すること。

(貸付条件)

第5 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付条件は、要綱別添1第3の2(8)に定めるとおりとする。

(担い手経営改善計画の作成及び承認)

第6 担い手経営改善計画の作成及び承認に関する手続は次のとおりとする。

(1) 担い手経営改善計画の作成等

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の借入を希望する者(以下「借入希望者」という。)は、担い手経営改善計画承認申請書(様式第1号)(以下「承認申請書」という。)に要綱別添1第3の2(4)に基づいて作成した担い手経営改善計画(以下「担い手経営改善計画」という。)を添付し、本要領第4に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)を経由して所管する広域振興局農政(林)部長又は農政(林)部農林振興センター所長(以下「広域局農政担当部・センター」という。)に提出するものとする。

(2) 融資機関の事務処理

ア 融資機関は、(1)により承認申請書及び担い手経営改善計画が提出されたときは、借入希望者が貸付対象者に該当する者であることを確認し、当該担い手経営改善計画の内容を検討した上で、要綱別添1第3の2(5)に基づいて作成した経営改善計画総括表(以下「総括表」という。)を添付し、広域局農政担当部・センターに提出するものとする。

イ 融資機関は、(3)のイによる担い手経営改善計画承認通知書(様式第2号、以下「承認通知書」という。)又は、(3)のウによる担い手経営改善計画不承認通知書(様式第3号、以下「不承認通知書」という。)の送付があったときは、借入希望者にこれを送付するものとする。

(3) 広域局農政担当部・センターの事務処理

ア 広域局農政担当部・センターは、(2)のアによる承認申請書、担い手経営改善計画及び総括表の送付があったときは、別表1に掲げるほか必要と認める機関等の長が指名する職員を構成員とする審査委員会を開催し、(4)の審査基準によるほか融資機関の意見を考慮して、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金による資金繰りの改善等により担い手経営改善計画の達成が見込まれるか否かについて審査するものとし、審査に当たっては、必要に応じ借入希望者の事業所が所在する市町村に対し、担い手経営改善計画の内容の確認に係る照会を行うものとする。

イ 広域局農政担当部・センターは、アの審査の結果、担い手経営改善計画の達成が見込まれると認められる場合は、承認通知書を融資機関を経由して、借入希望者に交付するものとする。

この場合において、広域局農政担当部・センターは、承認通知書、審査表、承認申請書、担い手経営改善計画及び総括表を添付し、農林水産部畜産課総括課長(以下「畜産課」という。)に審査の結果を報告するものとする。

ただし、負債比率(次により算出される率をいう。)が200パーセント以上の経営に係る担い手経営改善計画に該当する場合は、あらかじめ担い手経営改善計

面承認協議書（様式第4号）に承認申請書、担い手経営改善計画及び総括表を添付し、畜産課に協議するものとする。

$$\text{負債比率} = \text{総負債残高} \div A \times 100$$

A＝過去3か年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額

ウ 広域局農政担当部・センターは、アの審査の結果、担い手経営改善計画の達成が困難と認められる場合は、不承認通知書を融資機関を経由して借入希望者に交付するものとする。

この場合において、広域局農政担当部・センターは、不承認通知書、審査表、承認申請書、担い手経営改善計画及び総括表を添付し、畜産課に審査の結果を報告するものとする。

(4) 岩手県における審査基準

要綱別添1第3の2(9)に定める「各都道府県の実情に合った審査基準」は別記のとおりとする。

(5) 畜産課の事務処理

畜産課は、(3)のイただし書きの協議を受けたときは、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に協議し、その結果を広域局農政担当部・センターに通知するものとする。

(6) 担い手経営改善計画の見直し

ア 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の借入者は、担い手経営改善計画の達成が困難となることを見込まれる場合その他融資機関が必要と認める場合には、担い手経営改善計画を見直すことができるものとする。

イ アの見直しを行う場合は、借入者及び融資機関は(1)及び(2)に規定する手続に準じるものとする（ただし、担い手経営改善計画等変更（取消）承認申請書（様式第5号、以下「変更等承認申請書」という。）によるものとする。）。ただし、軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

ウ 広域局農政担当部・センターは、イによる変更等承認申請書、担い手経営改善計画及び総括表の送付があったときは、要綱別添1の第3の1(3)に規定する都道府県酪農・肉用牛担い手支援協議会（以下「県支援協議会」という。）へ報告し、当該計画の妥当性、今後の担い手経営改善計画の達成のための助言等について意見を求めるとともに、(3)に規定する手続（畜産課への協議を除く）に準じて承認を行うものとする（ただし、担い手経営改善計画変更（取消し）承認通知書（様式6号）及び担い手経営改善計画変更（取消し）不承認通知書（様式7号）によるものとする。）。

(7) 担い手経営改善計画の承認の取消し

ア 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る担い手経営改善計画の承認について、要綱別添1第3の2(11)のアの定める事項に該当する場合は、承認を取り消すものとする。

イ アの取消しを行う場合は、(1)から(3)までに規定する手続（畜産課への協議を除く。）に準じるものとする（ただし、様式第5号から様式第7号によるものとする。）。

ただし、(3) のアの審査委員会の開催については、審査委員会の意見聴取が必要と認められる場合に開催するものとする。

(貸付実行及び報告)

第7 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付は、要綱別添1の第3の3(2)に定める日に行うものとする。

- 2 融資機関は、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付を行った場合には、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金貸付実行報告書(様式第8号)に実施要領第1の3(2)に基づき公益社団法人中央畜産会会長(以下「中央畜産会」という。)に提出する畜産特別資金貸付実行状況報告書の写しを添付し、広域局農政担当部・センターを経由して畜産課に提出するものとする。

(融資状況の調査)

第8 畜産課、広域局農政担当部・センターは、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、融資機関及び借入者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

- 2 広域局農政担当部・センターは、前項に定める調査を実施したときは、その結果をすみやかに畜産課に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9 融資機関、県、その他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)、その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、担い手改善計画等(総括表を含む。)の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 2 融資機関は、担い手経営改善計画等の受理にあたり、借入希望者に対し、関係機関へ提供することがある旨について、個人情報の取扱いに関する同意書(様式第1号の2)により同意を求めることとする。

附 則 (令和7年6月6日付け畜第217号)

この要領は、令和7年6月6日から施行する。

附 則 (令和7年9月16日付け畜第482号)

この要領は、令和7年9月16日から施行する。

別表 1

審査委員会の構成員は、次の機関のほか広域振興協局農政担当部長・農林振興センター所長が必要と認める機関の長が指名する職員とする。

広域振興局農政（林）部又は広域振興局農政（林）部農林振興センター、家畜保健衛生所、農業改良普及センター、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県農業信用基金協会、一般社団法人岩手県畜産協会、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店

別 記

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る担い手経営改善計画

審査基準 兼 審査表

(1/2)

○ 以下の審査項目の全てに該当すること。 □

該当するものに「✓」



【要綱別添 1 の第 3 の 2 (1) 借換対象資金】 貸付対象者が借り入れた大家畜経営に必要な資金のうち、要綱別表 1 の 17 号以外のものであること。	☐
・ 「畜産特別資金融通事業に係る一問一答集（令和 7 年 4 月 18 日）（以下「一問一答」という。）」Ⅲの問 7 及び問 9 のとおり。	
【要綱別添 1 の第 3 の 2 (3) 借入希望者】 次の全てに該当する大家畜経営であること。	
1 長期に経営継続するとともに、経営改善に積極的に取り組む意思及び能力がある。	☐
2 次のいずれかに該当する。 (1) 主たる従事者が 65 歳未満である。 (2) 後継者が確定している。	☐ (1) ☐ (2)
3 簿記記帳を行っている、又は行うことが確実である。	☐
4 借入を希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能である。	☐
5 (法人の場合) 農事組合法人など、農業への参入要件を満たす法人である。	☐
6 飼養規模の要件に該当する。	☐
7 配合飼料価格安定制度に継続加入(＝契約)している。ただし、次の場合を除く。 ・ 直近年度及び借換年度のいずれも契約していない場合 ・ 自給飼料への転換等の合理的な理由により契約していない場合	☐
【要綱別添 1 の第 3 の 2 (8) ア 貸付限度額】 承認を受けようとする担い手経営改善計画の当初 3 年間に於いて支払われるべき借換対象資金の合計額以内である。	☐
【要綱別添 1 の第 3 の 3 (1) ただし書き 機構協議の要否】 〔A 円〕÷〔B 円〕×100＝〔 %〕 A 総負債残高 B 過去 3 か年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い方	☐ 要 ☐ 否 ※要＝200%超

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る担い手経営改善計画

審査基準 兼 審査表

(2/2)

該当するものに「✓」



【要綱別添 1 の第 3 の 2 (4) 担い手経営改善計画】 次に掲げる事項を検討の上、酪肉支援資金による資金繰りの改善によって、おおむね 5 年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする計画となっている。		☐
1 これまでの経営状況はどうなっているか。	経営実績を把握・理解しているか。 経営上の特徴を理解した上で、課題抽出が行われているか。 資金繰りが不安定となっている原因を特定できているか。	☐
2 資金繰りの安定を図るために、どの点をどのように改善していくのか。	抽出した課題、資金繰りが不安定となっている理由に対応する改善方策が検討されているか。	☐
3 担い手経営改善計画は実行可能か。	これまでの経営状況からみて、達成可能な計画・目標となっているか。 経営改善計画の算出基礎となる実績値及び目標値は、客観的な指標に基づいているか。 (前向き投資を行う場合) 過大投資になっていないか。 酪肉支援資金の趣旨に沿って負債整理が検討されているか。	☐
4 担い手経営改善計画が実行された場合に収益はどうか、返済は可能か。	収益予測の算出基礎は無理のないものか。 償還見通しはあるか。	☐
《畜産リノベ資金等（要綱別表 1 の 1～16）の借入残高がある場合》 酪肉支援資金による借換後において、既存の経営改善計画の達成が確実に見込まれる（継続的な経営改善指導を要しない。）。 ※ 畜産特別資金等岩手県支援推進協議会が行う経営改善計画達成指導の状況等を踏まえて判断する。		☐
◎ 一問一答Ⅲの問 1 及び問 2 のとおり。		

様式第 1 号（第 6 の（1）関係）

担い手経営改善計画承認申請書

年 月 日

岩手県知事

様

住所

氏名

畜産特別資金融通事業実施要綱別添 1 の第 3 の 2（4）の規定に基づき、別添のとおり担い手経営改善計画を作成したので、承認を受けたく申請します。

（A 4）

個人情報取扱いに関する同意書

1 利用目的

個人情報については、下記関係機関による担い手経営改善計画の審査、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る利子補給手続及び保証手続、事後管理及び経営改善に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。

また、農林水産省畜産局から畜産特別資金等に関する調査のため情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報管理・提供

いただいた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護等に関する条例その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。

いただいた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

〔行政機関等〕

農林水産省 岩手県 居住地の市町村

〔融資機關〕

金融機関名 ()

〔審査指導機関〕

岩手県農業協同組合中央会

岩手県信用農業協同組合連合会

全国農業協同組合連合会岩手県本部

岩手県農業信用基金協会

一般社団法人岩手県畜産協会

株式会社日本政策金融公庫盛岡支店

〔利子補給機関〕

獨立行政法人農畜産業振興機構

公益社団法人中央畜産会

一般社団法人畜産生産者団体協議会

個人情報取扱いについて同意します。

年 月 日

住所・所在地

署 名

様式第 2 号（第 6 の（3）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

担い手経営改善計画承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、畜産特別資金融通
事業実施要綱別添 1 の第 3 の 3 の（1）のエの規定に基づき承認します。

なお、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の借入限度額は下記のとおりです。

記

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金 借入限度額	千円
--------------------------	----

（A 4）

様式第 3 号（第 6 の（3）のウ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

担い手経営改善計画不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、下記理由により承認
できませんので通知します。

【理由】

（A 4）

様式第 4 号（第 6 の（3）のイただし書き 関係）

〇〇 第 号
年 月 日

農林水産部畜産課総括課長 様

〇〇広域振興局農政（林）部長
（〇〇広域振興局農政（林）部農林振興センター所長）

担い手経営改善計画承認協議書

このことについて、岩手県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務処理要領第 6 の（3）
のイの規定に基づき、関係資料を添えて協議します。

記

市町村名	協議件数	本資金需要額
	件	千円
	件	千円
	件	千円
	件	千円
合 計	件	千円

注）審査表を添付すること。

（A 4）

様式第5号（第6の（6）のイ、（7）のイ関係）

担い手経営改善計画等変更（取消）承認申請書

年 月 日

岩手県知事

様

住所

氏名

畜産特別資金融通事業実施要綱別添1の第3の2（10）（（11））の規定に基づき、別添のとおり担い手経営改善計画を変更（取消）したので、承認を受けたく申請します。

（A4）

様式第 6 号（第 6 の（ 6 ）のイ、（ 7 ）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

担い手経営改善計画変更（取消し）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、畜産特別資金融通
事業実施要綱別添 1 の第 2 の 2 の（10）（（11））の規定に基づき承認します。

（ A 4 ）

様式第7号（第6の（6）のイ、（7）のイ関係）

畜 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

岩手県知事

印

担い手経営改善計画変更（取消し）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記計画については、下記理由により承認できませんので通知します。

【理由】

（A4）

様式第 8 号（第 7 の 2 関係）

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金貸付実行状況報告書

年 月 日

岩手県知事

様

所 在 地

金融機関名

代表者氏名

畜産特別資金融通事業実施要領第 1 の 3 の（2）の規定に基づき、別添のとおり公益財団法人中央畜産会会長あて酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付状況報告を行ったことを報告します。

（A 4）